

# 社会福祉法人 沖縄中央福祉会 役員及び評議員の報酬に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄中央福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは及評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会へ出席したときは次の各号に定める報酬を支払うことができる

- (1) 役員が理事会に出席したとき 12,000 円
- (2) 評議員が評議員会に出席したとき 12,000 円
- (3) 評議員選任解任委員会へ出席したとき 12,000 円

## (研修会等の講師報酬)

第4条 法人の開催する講習会、研修会等において役員が講師を努めたときは、次に定める報酬を支払うことができる。

- (1) 講習会、研修会等の講師 1時間 10,000 円

## (役員の勤務報酬)

第5条 役員が法人及び施設の運営のために業務にあたる場合は次の各号に定める報酬を支払うことができる。

- (1) 理事長及び副理事長 月額 350,000 円
- (2) その他の役員 月額 200,000 円

2. 報酬の支払方法は、給与規程に準じて行うものとする。

## (監事監査の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあつた場合は、次に定める報酬を支払うことができる。

- (2) 指導及び監事監査 20,000 円

## (出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を得てから改正する。

附 則

1. この規程は、平成10年10月1日より施行する。
2. この規程は、平成16年5月25日より施行する。
3. この規程は、平成21年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成29年4月1日より施行する。